

---

## 2014年若手カンファレンス報告・論文

---

### 文化政策とガバナンスに関する研究——公立劇場を事例に

#### Study of Cultural Policy and Governance: Case of Public Theatres in Japan

キーワード：

文化政策, ガバナンス, 現代演劇, 公立劇場

keyword：

Cultural policy, Governance, Contemporary performing arts, Public theatre

東京大学大学院学際情報学府 渡部 春佳

The University of Tokyo Haruka WATANABE

---

#### 要約

文化政策の現場に、民間組織、NPO法人、大学のような組織のみならず個人単位での参加がみられている。本研究は、舞台芸術の創造・上演・鑑賞を目的とする公立劇場を事例に、その創造母体との関係を確認する。これまでに設立された施設の多くは、専用ホールを持つものの明確な理念を持たないハコモノであった。しかし一部の地域においては、国による舞台芸術の創造環境の整備のための法制化が進む2000年代以前から積極的な事業実施機能を持ち、観客との関係を結ぶ施設がみられていた。本稿ではそのような公立劇場に対して、地域内外のアーティストや文化・芸術団体とどのような関係を持っているのかを明らかにすることを目的とした。国内の公立劇場の事例に対して設立時および運営や事業実施に市民参加の仕組みはあるか、特別な創造母体はあるか、専門家はいるかという点を中心に検討を行った。そして専門家が存在しなかった場合では、地域内外の創造母体へのアプローチが必要であったことを確認した。最終的に本稿は、近年の動きとして、公立劇場を拠点に個人のネットワークによって推進される演劇事業を取り上げ、それを可能にした条件等について考察した。

#### Abstract

Policy making processes now include not only governments but also the private sector, universities, NPOs and sometimes individuals. Through observing the policymaking process, this paper shows how public theatre and artists collaborate each other. Specifically, it will focus on an artist-in-residence program held in Nishiwaga-cho, by cooperation from both in and outside community. Finally, this paper will discuss one model of partnership between public theatre and artists.

## 1 はじめに

本稿は、地方自治体の舞台芸術政策を中心に、地域が自らのアイデンティティの構築につながる文化・芸術事業を展開するための仕組みを、組織内や組織間のガバナンスという観点から考察しようとするものである。情報通信技術の発達により、アーティストや文化・芸術団体が地域でアートイベントを共同で企画し、その告知や集客をすることは、技術的にはこれまで以上に容易となっている。新しい担い手の増える中、市区町村によって設立された文化施設を拠点に、外部のアーティストが個人単位で政策策定の現場に参加し共同で事業を運営・実施する動きがみられている。

公立劇場が舞台芸術の創造拠点として「活用」面まで注目されるようになったのは、2000年代に入ってからであった（根木・佐藤、2013: pp.13-14）<sup>(1)</sup>。それまでは、設備投資の補助金交付が、施設設立を促すこととなった。しかし設立された施設の多くは、専用ホールを持つものの明確な理念を持たないハコモノであった。そのため舞台芸術を創造し鑑賞するという環境の整備は、自治体職員や個人、創造母体のような地域資源に依存することになった。その結果、その整備は全国で一律的に進んできたわけではなく、地域ごとに異なる状況である。しかし公立の劇場であるならば、中央で制作された演劇作品を買って上演するだけでなく、参加の仕組みや専門家によって、民主主義的な正統性を担保しながら、劇場独自の作品をプロデュースしたり、滞在制作された作品を上演することによって、その劇場で観ることの意味を地域住民に向け、あるいは地域住民とともに構築することが必要であろう。

そのような中、一部の地域においては、2000年代以前から積極的な事業実施機能を持ち、地域住民と劇場と観客の関係を結ぶ施設がみられていた。本稿ではそのような舞台芸術作品の創造・鑑

賞の環境を提供する文化施設を公立劇場と呼ぶ。そして、本稿は公立劇場が地域のアーティストや文化・芸術団体とどのような関係を持っているのかを明らかにする。

## 2 公立劇場をめぐる環境整備

まず、公立文化施設のハコモノという課題に対して、舞台芸術の創造・観賞を目的とする劇場の場合、どのようなアプローチが採られているのだろう。従来は、公立文化施設の運営には、自治体もしくは、官製財団が当たることが主流であった。しかし近年では、設立段階における市民参加の仕組み、専門家や専門性を担保しうる職員の役割やアートマネジメントの手法が注目されている。

特に近年の公立劇場に影響を与えるのが、専門家との関わりである。ここでいう専門家とは、芸術面での総責任者である芸術監督や、興業のマネジメントを総括するプロデューサーを指す<sup>(2)</sup>。曾田（2005）は、自治体が、中立であることが公共性とみなす現状に対し、それがアートの特性に合わないとした上で、公立劇場に専門家が関わることの意義について指摘した。つまり、芸術・経営面に専門家が関わることにより、質の高いオリジナルな舞台作品を創造・提供する劇場運営が可能になる。曾田（2005）は、芸術監督を迎えた静岡県「静岡舞台芸術センター」、埼玉県「彩の国さいたま芸術劇場」、世田谷区の「世田谷パブリックシアター」、また専属劇団とプロデューサー制をとる「静岡舞台芸術センター」がどのような事業展開を行ってきたかを挙げながら、公立劇場が芸術監督やプロデューサー制により創造母体を選択することを積み重ねていくことが、地域の個性につながると論じている。

しかし、すべての公立劇場が同様の専門家を招聘できるわけでない。そこで、公立劇場の作品制作にとって重要なのが劇場「外部」の専門家や創造母体との関わりである。清水（1999）は、日

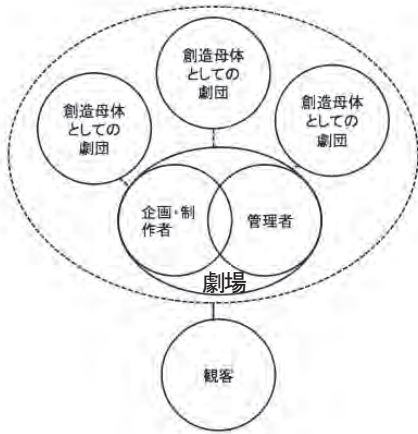


図-1 オープン型の公共劇場のシステム  
(清水 (1999) p. 209, 「図5-3-3オープン型パブリックシアターのシステム概念」を一部修正。)

本の公共劇場の特徴を「オープン型」の公共劇場のシステムとした(図-1)。日本の場合は、制作能力の内在化という形には向かず、「経験的なオープンシステム」によって成り立ちうることを指摘する(清水, 1999:p.209)。すなわち、日本の公立劇場は、外部の様々な創造母体、プロデュースの組織との連携で成り立つというのである<sup>(3)</sup>。そして劇場と創造母体の関係には、提携や雇用など様々な方式が考えられることを指摘した(清水, 1999: pp. 213-216)。

本章では、これまでに公立劇場をめぐるのは、内部にせよ開放的な形にせよ、専門家や創造母体との関係をどのように結ぶかが重要であることが指摘されてきたことを確認した。そこで次章では、国内の公立劇場の事例を対象に、設立時および運営や事業実施に市民参加の仕組みはあるか、特別な創造母体はあるか、専門家はいるかという点を中心に確認する。

### 3 創造母体との関係からみた公立劇場

#### 3.1 1970年代-2000年に設立された公立劇場の特徴

本章では、日本で事業展開をしてきた公立劇場を対象とした検討を行う。ここで対象とする公立劇場は、地域において創造環境を整えることができた例として、地域劇場の書籍や一般財団法人地域創造によって評価されているものである<sup>(4)</sup>(表-1)。それも市区町村(ただし開館後に合併し県立になったものも含む)によって2000年以前に設立され、2015年現在まで続いており、継続性があると判断したもの12館を取り上げる。第1節では各12事例の設立の経緯や事業展開の特徴を確認し、続く第2節ではそのうち西和賀町の事例に着目し、新しい形で創造母体を招聘した事業展開を取り上げる。

本節ではまず取り上げる12館の公立劇場が、どのような主体の参加によって設立されたかを確認する。方法は、各劇場の公開する資料および調査機関によって公開されている報告書をもとに行う。

表-1は、選択した公立劇場の開館年と特徴を表している。この表をみるに、設立時期、さらには地域(都市部・地方部)の別でも偏りなく存在する。このうち「水戸芸術館」、「アイホール」、「盛岡劇場」は、専門家や民間からのプロデューサーが関わった事例である。さらに、市民参加型で事業や設立が進められたものに、福井県越前市の「いまだて美術館」、富良野市の「富良野演劇工房」などがある。

それでは、専門家が存在しなかった場合はどうだろうか。ここで当初専門家による運営がなされたものではなかった事例について、どのような創造母体(地域内/外, 特定/複数)が劇場に関わっていたかを確認する。それをみると、少なくとも2つの方向性があることがわかった。

## (1) 地域外からの特定劇団との関わりによって劇場の設立・事業展開がなされた事例

まず、非都市部で、地域外の創造母体が働きかけることによって設立された事例である。富山県旧利賀村「富山県利賀芸術公園」(利賀山房、以下、「利賀山房」)、石川県旧中島町の「七尾市中島文化センター」(能登演劇堂、以下「能登演劇堂」)は東京の劇団が地域に働きかける中で生まれた。

「利賀山房」は、鈴木忠志と早稲田小劇場が合掌家屋1棟を旧利賀村に5年契約で借り受ける

ことで始まった(富山県利賀芸術公園, 2011)。「利賀山房」開場後、鈴木忠志らが自らの活動を利賀に移した後、演劇によるむらおこしを構想しやがて共生関係が生まれ現在にまで続く(坪池2010)。一方、「能登演劇堂」は、東京の劇団「無名塾」が自然豊かな土地に魅了され、合宿を始めたことから開始された。そして劇団が事業運営に全面的に働きかけることで成り立った(GRIPS文化政策プログラムチーム, 2005)。

このように、非都市部で、企画・運営を引き受

表-1 日本の公立劇場

名称 (※印は政令指定都市)	開館年	特徴(総務大臣賞受賞に評価された特徴、開始の経緯、創作母体もしくは専門家の関与) *
富山県利賀芸術公園(利賀山房)	1976	東京で活動する劇団と、過疎に歯止めをかけようとした旧利賀村の協働により設立。[創]
伊丹市立演劇ホール(アイホール)	1988	兵庫県・伊丹市は1987年に「劇場都市」を宣言、民間のプロデューサーを招聘。[専][財]
水戸芸術館※	1990	財団による運営と市予算1%の管理運営費を実現。芸術監督制を導入した総合芸術文化センターの先駆けと言われている。[専][創][財]
盛岡劇場	1990	民間劇場の草分けとして市民に親しまれた旧盛岡劇場(大正2年開館)の育んだ土壌を活かし、その跡地に建設。[専][財]
いまだて美術館	1991	町民の企画・運営による運営。[市]
松江市八雲林間劇場(しいの実シアター)	1992	近隣地域で活動する劇団あしぶえと、旧八雲村の協働により設立。[創]
西和賀町文化創造館 銀河ホール	1993	国民文化祭の演劇部門に選ばれ、現地で活動する劇団ぶどう座と旧湯田町との協働により設立。[創]
七尾市中島文化センター(能登演劇堂)	1995	東京で活動する劇団無名塾と、旧中島村の協働により設立。[創]
金沢市民芸術村※	1996	ディレクターを中心とした市民による自主管理運営。創り手としての市民づくりを目指す。[創][市]
世田谷文化生活情報センター(世田谷パブリックシアター)	1997	コンセプトと事業計画を綿密な検討を重ね、導き出した。[財][専]
京都芸術センター※	2000	地域を拠点に活動する演劇人が組織化される。[創][財]
富良野演劇工房	2000	演劇の創造拠点づくりを標榜する市民が主体となり日本初のNPO法人ふらの演劇工房を設立。[市]

(各劇場のホームページ、その他の資料のより筆者作成)

\* [市]= 設立時、運営や事業実施に市民参加の仕組み有り [創]=特定の創作母体との関係有り、[専]=専門家の関与、[財]=設立時から財団による運営)

ける専門家が存在しない場合は、特定の創造母体との全村的、全町的な取り組みが重要な役割を果たしている。

## (2) 地域内の特定もしくは複数の劇団との関わりによって劇場の設立・事業展開がなされた事例

次に、地域（近隣地域）の創造母体が行政に働きかけることによって設立された事例である。これらの事例は、設立以前から地域やその近隣で活動している文化・芸術団体があり、それが劇場の設立やあり方に影響を与えたものである。

さらに都市部の事例をみると、特定の劇団が中心となったものとは異なり、その設立時に複数の劇団・演劇人の働きかけがみられる。金沢市の「金沢市民芸術村」や京都市の「京都芸術センター」は、複数のアーティスト、文化・芸術団体からなる協会による希望の提出がなされていたことが確認できた（建築思潮研究所編，2001；松本，2005）。一方、非都市部では特定の文化・芸術団体に関わった事例がある。島根県八束郡旧八雲村の「松江市八雲林間劇場」（しいの実シアター，以下「しいの実シアター」）、「西和賀町文化創造館 銀河ホール」（以下、銀河ホール）は、特定の文化・芸術団体の存在が、劇場の設立や運営に大きな意味を持っている。「しいの実シアター」は、もともと松江市に小劇場を持ち活動していた劇団「あしぶえ」が村長との協議の末、公設民営で事業を開始することになった（衛・本杉，2000）。また、「銀河ホール」は、地元で活動してきた劇団「ぶどう座」と長期に渡り、劇場のプロデューサーの役割を果たした教育委員会職員との密接な関係の中で、国際演劇祭の開催まで歩んできたことが確認できる<sup>(5)</sup>。

以上のように、専門家が存在しなかった場合は地域内外の創造母体へのアプローチが必要であったことが確認された。そして都市部のように、自治体のみならず、民間、複数の制作のためのイ

ンフラが整った場所では、特定の文化・芸術団体というよりも、複数の文化・芸術団体のネットワークにもとづいて、施設が設立されている。交通の便のよい立地の場合は専門家を招聘することもできるが、非都市部では地域外から招聘することも難しい。逆に非都市部では、都市部にはない自然環境や創作環境の提供がプロのアーティスト、文化・芸術団体を惹きつけることとなっている。

そのため次の節では公立劇場において創造母体との関係にどのような変化がみられているのかを確認する。具体的には非都市部で開催されながら同時に都市部の資源を利用している事例を取り上げることで、今後、公立劇場が取りうる形の一つとして検討を行う。

## 3.2 公立劇場と個人のつながりを活用した新しい動き—西和賀町、銀河ホールの事例

ここでは、非都市部の劇場であるものの都市部の創造母体を招いて作品制作を行っている事例を取り上げる。ここで取り上げる「銀河ホール」の事例は、2011年に開始した「銀河ホール学生演劇合宿事業」である。この事業は、町民劇場や地域演劇祭などを通し演劇によるまちづくりを行ってきた西和賀町と町外の若者からなる委員会が、銀河ホールで新たに開始した合宿事業である。第2節であげたように、特定の劇団が関わって始まったというわけではない。現在、この事業は現代演劇、美術、ダンスというジャンルを越えて地域で表現に挑戦しようとする実験的な性格を持ち、全国の演劇や地域での創作活動に関心を持つ「特定少数」のための演劇合宿事業である<sup>(6)</sup>。事業に参加した者は町で継続的に創作活動を行うわけではなく、交流や共同制作を行った後、そこで経験を持ち帰り、次の活動につなげることが多い。

事業実施は3つの委員会により遂行されていた。実行委員会が最高決定機関としてあり、その下に、実働部隊として企画委員会（町内運営組織）、

町外の大学生や若者を中心とする制作委員（町外運営組織）がある。このうち制作委員会は、芸術系大学の卒業生や在学生ら計8名（2013年当時）により構成される。実質的な事業企画は、制作委員である町外の学生側から出すことが基本でそれを町側の委員と相談し、年度ごとに事業を充実させてきた。そして合宿事業の資金には、町や旅館組合から年間950千円（2013年度）の予算が与えられる。このうちのほとんどは遠方から来る参加者の学生を配慮して、参加客の宿泊補助に回されており制作委員は手弁当であった。しかし資金は十分ではなくとも、事業実績のある劇場の開放と、彼らの必要と考える事業を実施する機会の提供がアーティストを惹きつけ、アーティストの持つネットワークが企画や事業の実施、集客を可能にした。ここで、委員や参加者の関係はどのようなものであったか、この事業の特徴についてみていこう。

まず、一つ目が個人の企画や制作段階への機会の確保を基本とするということだ。この事業の企画は町外で全国に散らばる委員の会議により進められるが、参加者（個人/団体）に対しても、企画段階からのSkypeなどのソーシャルメディアを通じた参加の機会を与えている<sup>(7)</sup>。さらに本事業は西和賀町の教育委員会が所管であるが、町内外の者からなる3つの委員会（2015年現在は、2つに統合されている）により運営されており、委員の所属やバックグラウンドは多様である<sup>(8)</sup>。

もう一つが、自治体の元職員が町内と町外の人をつなぐ媒介となっていたということだ。この事業は、「湯田温泉峡旅館組合」（以下、旅館組合）代表高橋氏が銀河ホールのプロデュースに通常は3～5年程で異動となる場所、長期に渡って務めてきた教育委員会の元職員新田氏に相談したことから始まった。宿泊者誘致をねらった旅館組合が、銀河ホールという資源を活用して合宿事業をできないかということであった。当初、旅館組合側には旅館に学生を泊ませること、銀河ホール

を使用することという大まかな計画はあった。しかしそれを具体的な計画まで練り上げ、実行に移したのは紹介を受けた代表の森氏と町外の有志の芸術系大学の学生や大学卒業後の若者らの協力を得られた後であった。事業は、町内外の人で組織される委員会を立ち上げ、2011年に「第一回銀河ホール学生演劇合宿事業」として実行に移されることになった。地域に蓄積した演劇文化の蓄積を外部に伝え、つなぐ上では、やはり人が重要な媒介として機能しているということである。この特徴は、事業が特定のキーパーソンに依存しているという課題のようにもみえるが、事業の継続に関しては、上述のような町外のネットワークを同時に形成しようとしているため可能性がみられる。

#### 4 まとめと今後の研究

本稿では、日本の公立劇場を対象に劇場と創作集団の関係に焦点を当てて事例研究を行った。特に第三章第一節では、地域レベルの創作集団との関係を結ぶことが劇場のあり方にとって重要な役割を果たしてきたことを確認した。都市部では芸術監督のような専門家を招聘する事例がみられていた。そうでない非都市部にはその自然環境に魅力を感じる外部からのアーティストとの協力体制を築いた事例、地域内のアーティストや文化・芸術団体との関わりを持ちながら設立や事業展開を果たしている事例があることを確認した。

そして第二節では、現在、実際にアーティストや文化・芸術団体が、日本各地に分散している公立劇場のうちの一つである銀河ホールを拠点に、町内外の個人が政策の策定や事業実施の段階で連携する事例があることを確認した。今後はこのように公立劇場を拠点にしながら、そこに蓄積された知識や人材をもとに、地域内外の資源をつないでいくことが、館の公共性の実現とますます密接に関わってくると考えられる。ただし本稿で取り

上げることのできた事例については、劇場が創造母体といかに関係を築いたかという経緯のみに注目しており本検討のみによって公立劇場の活性化の条件を一般化することは難しい。そのために今後は、地域の蓄積された資源やその特色ごとに、劇場と創造母体との関係性のあり方とその効果を確認し、さらにはそれに対する責任の所在や評価方法を考察していくことが課題である。

### 謝辞

本論文執筆にあたり、若手カンファレンスでの質疑を参考させていただきました。この場を借りて主催者、コメンテーターの伊藤守先生、遠藤薫先生、岡本健先生に感謝申し上げます。また、本研究の一部は笹川科学研究助成、GCL助成によるものです。ここに記して謝意を表します。

### 注

- (1) 根木・佐藤 (2013, pp. 13-14) によると、日本において、公立文化施設が創造拠点として捉え直され、その実演芸術の振興や活用に目が向けられることになるのは、2000年代になって、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されてからである。「劇場、音楽堂等活性化法」ないし「劇場、音楽堂等を通ずる実演芸術振興法」と位置付けられる。
- (2) 芸術監督の定義は、新国立劇場HP「芸術監督」(平成27年2月8日取得, <http://www.nntt.jac.go.jp/about/foundation/director.html>) を参照。プロデューサーの定義は、公益社団法人公立文化施設協会(2014)の『劇場・音楽堂で働く人のための舞台用語ハンドブック』を参照。
- (3) 例外的に、静岡県舞台芸術センター(SPAC)のような、当初から専属劇団を抱える(制作機能を内在化させた施設)も存在する。
- (4) 衛(1997; 2000), 清水(1999), 伊藤(2011)で取り上げられた館や「地域創造大賞(総務大臣賞)」受賞館など。総務省の外郭団体である一般財団法人地域創造は、2004年から、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設に対して「地域創造大賞」を公立文化施設に対して授与している。
- (5) 一般社団法人地域創造HP「地域創造大賞(総務大臣賞)」平成27年2月5日取得, <http://www.jafra.or.jp/j/guide/independent/award01/>。
- (5) 銀河ホール会館経緯と概要については、ゆだ文化創造館銀河ホール編集・発行『記録・銀河ホールの10年』pp.3～7や、後掲のインタビュー調査による。
- (6) 合宿事業の開始の経緯や、合宿事業開始以前の銀河ホールでの事業実施については、新田氏、森氏に対するインタビューより(2013年8月12日於岩手県北上市)。合宿事業には、演劇の他にも美術、ダンスと異なる分野もあり、合宿事業全体の成り立ちを説明するにはすべてをみる必要があるが、本稿では演劇のみに焦点を当てている。
- (7) 参加者は、ソーシャルメディアによっても募られるがそれだけによって参加するのは多くない。例えば、2013年度の夏事業では、参加者のうち事業を知ったきっかけ、知人の紹介が約6割(10/17人)、ソーシャルメディアが約1割(2/17人)(内部資料による)。また年2回開催の内、冬の事業は団体参加であるが、夏の事業は個人・団体両参加可能である。
- (8) 町内の企画委員会だけをみても、湯田温泉峡旅館組合、観光協会、銀河ホールの所管部署である西和賀町教育委員会生涯学習課、政策推進室職員、ぶどう座の現代表らによって構成されている。

## 参考文献

- GRIPS文化政策プログラムチーム(2005)「GRIPS文化政策ケース・シリーズ3 七尾市中島文化センター『能登演劇堂』」(平成27年2月10日取得[http://www3.grips.ac.jp/~culturalpolicy/rsc/cse/case\\_noto.pdf](http://www3.grips.ac.jp/~culturalpolicy/rsc/cse/case_noto.pdf)).
- 坪池栄子(2010)「利賀村とSuzuki Company of Toga(SCOT)の35年」『文化創造』27, pp. 26-27.
- 衛紀生(1997)『芸術文化行政と地域社会—レジデントシアターへのデザイン』株式会社テアトロ.
- 衛紀生(2000)「[世田谷パブリックシアター]周到に用意された『公共劇場』のデザイン」, 衛紀生・本杉省三編著, 『地域に生きる劇場』芸団協出版部, pp. 119-129.
- 衛紀生・本杉省三(2000)「[しいの実シアター1 日本初の『公設民営劇場』」, 衛紀生・本杉省三編著, 『地域に生きる劇場』芸団協出版部, pp. 56-69.
- 伊藤裕夫(2011)「『公共』劇場とは」, 伊藤裕夫・松井憲太郎・小林真理編著, 『公共劇場の10年—舞台芸術・演劇の公共性の現在と未来』美学出版, pp. 10-21.
- 松本茂章(2005)『芸術創造拠点と自治体文化政策—京都芸術センターの試み』水曜社.
- 根木昭・佐藤良子(2013)『公共ホールと劇場・音楽堂法—文化政策の法的基盤2』水曜社.
- 酒井誠(2008)「演劇で地域を活性化する"小さなマッチ箱の真珠たち"(特集 アートマネジメント人材の育成)」全国公立文化施設協会, 『芸術情報アートエクスプレス』27, pp. 5-8.
- 清水裕之(1999)『21世紀の地域劇場—パブリックシアターの理念, 空間, 組織, 運営への提案』鹿島出版会.
- 曾田修司(2005)「公立文化施設の新たな役割: 公立劇場・ホールに専門家が関わることの意味について」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』3, pp.51-62.
- 建築思潮研究所編(2001)「金沢市民芸術村 市民運営を牽引するディレクターの役割(特集 劇場 稽古場 集会場--市民のための場所づくり)--(金沢市民芸術村 市民運営を牽引するディレクターの役割)」『造形』建築資料研究社(34), pp. 41-50.
- 富山県利賀芸術公園(2011)「芸術公園の歩み 1976-1980」(平成27年2月10日取得,<http://www.togapk.net/history/1970.php>)
- 矢作勝義(2010)「公共劇場の運営—世田谷パブリックシアターを事例に」(平成27年2月8日取得, [http://setagaya-pt.jp/lecture/archive/archive\\_a\\_2010\\_01\\_01.html#read](http://setagaya-pt.jp/lecture/archive/archive_a_2010_01_01.html#read))